

令和3年1月28日

保護者の皆様

豊見城市立とよみ小学校
校長 上原 義仁
(公印省略)

緊急事態宣言下での新型コロナウイルス感染症に関する対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本県においては、令和3年1月20日から沖縄県緊急事態宣言が発出されておりますが、児童生徒の新型コロナウイルス感染者数、濃厚接触者に特定された者及び発熱等の風邪症状があり検査を受けている者等も増加傾向にあるとのことです。

このような状況であっても、学校は感染症対策を強化し、可能な限り感染のリスクを低減させながら、学校教育活動を継続しているところです。

緊急事態宣言が発出されている期間、豊見城市内小中学校においては、県教育委員会からの通知を受け、風邪症状を有する児童等については、下記のとおりとなりますのでご協力をお願い致します。

なお、1月27日現在、豊見城市内の県立学校の感染警戒レベルは3-②となっており、それに準じて豊見城市内小中学校の感染レベルも3となっています。

記

【発熱や風邪症状がある児童生徒等への対応】

以下の対応は、発熱等の風邪症状を有した者が、受診せず一定期間の自宅療養の後、症状消失により直ちに再登校したところ、症状がぶり返し、受診したら新型コロナウイルス感染者と判定されたという事例があることから、それを防ぎ、学校感染のリスクを低減させるための措置です。

- 1 対象 地域の感染レベルが3以上の学校
- 2 期間 本日から緊急事態宣言終了日まで
- 3 対応方法
 - (1) 風邪症状等があった場合は学校お休みし、かかりつけ医や医療機関を受診するようお願いいたします。(早退等の場合も同様に受診をお願いします。)
 - (2) 受診の際には、裏面の「再登校の基準」について医師に確認していただき、その指示に従うようお願いいたします。
 - ① 「症状があり新型コロナの検査を受け、陰性と判定された者」や「検査を受けなかった者」であっても、症状が消失後、一定期間自宅にとどまるよう保健所や医師から勧められる場合もあるため、再登校の基準については、必ず医師に確認するようお願いいたします。
 - (3) どうしても医療機関を受診することが難しい場合について
登校は、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間（3日間）が経過していることが基本となります。
- 4 陰性証明、治癒証明及び登校許可証等について
上記証明は全て不要です。保護者等からその旨口頭でご連絡ください。
- 5 出欠の取り扱いについて
上記期間は「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」となります。
- 6 風邪症状について、
風邪症状とは基本的に下記のことです。(以下以外でも風邪症状と判断する場合があります。)

発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状 但し、鼻炎など基礎疾患の症状である場合を除く

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（令和3年1月6日版）より

裏面に「再登校の基準」を記載しています。

再登校の基準

問2 新型コロナウイルス感染症に感染したかどうかはわからないものの、発熱で学校を休んだ児童生徒等の再登校のための基準はあるか。

- 児童生徒等に発熱がみられた場合には学校を休むよう周知しているところですが、熱が下がった後にすぐに登校してよいかどうかについては、地域の感染の状況によって判断が変わるものと考えられます。
- 基本的な考え方としては、以下の通りですが、必要に応じ学校医等に相談するなどしてご対応ください。
- 地域で感染経路不明の感染者が多発しているような地域においては、熱が下がった後も一定期間自宅にとどまっていただく対応も考えられます。
- 他方、感染経路の不明な感染者がいないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合に登校を拒む根拠は乏しいと考えています。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

文部科学省Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00034.html#q2 より

※緊急事態宣言下にあっては、3つめの○を踏まえた判断をお願いします。